

受験申込書等の作成

必ず提出となる書類 < 申込者全員 >

確認欄	提出書類	注意事項
	受験申込書	<ul style="list-style-type: none"> 所定の用紙
	受験票	<ul style="list-style-type: none"> 所定の用紙。50 円切手を貼付
	受験整理票	<ul style="list-style-type: none"> 所定の用紙。顔写真を貼付 (縦 4 cm × 横 3 cm。受験申込書提出前 6 ヶ月以内に撮影した正面上半身、脱帽のもの 写真の裏面には氏名を記入)
	<p>実務経験(見込)証明書 (受験申込書提出時において、実務経験期間が通算して 5 年以上かつ 900 日以上または 10 年以上かつ 1,800 日以上ある場合)</p> <p style="text-align: center;">または</p> <p>実務経験(見込)証明書 (受験申込書提出時において実務経験期間の要件を満たしていない場合で、<u>試験前日(10月24日(土))までに実務経験期間を満たす見込みの場合</u>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受験資格 (p 6 参照) に必要な実務経験について、所定の用紙 (別紙 2 (様式集)) に施設、事業所等の長または代表者が発行する「実務経験(見込)証明書」、「実務経験 (見込) 証明書」を提出してください。 (p 2 0 ~ 2 1 を参照) 実務経験期間を通算する場合は、別紙 2 (様式集) をコピーの上、それぞれの施設等において証明を受けること。 「実務経験 (見込) 証明書」を提出した者は、11 月 2 日 (月) までに「実務経験(見込)証明書」を提出してください。提出されない場合は、受験資格を満たさなかったとして受験は無効となります。 実務経験(見込)証明書、実務経験 (見込) 証明書に記載された内容については、受験者および証明者に確認を行いますので、正確に記入し、受験申込書と記入されている事項が一致しているか、必ず確認してください。
	<p>* 平成 19 年度または平成 20 年度滋賀県介護支援専門員実務研修受講試験受験者 (試験当日欠席者を含む。ただし、無効者を除く) は、平成 19 年度、平成 20 年度のどちらかの受験票 (原本) または試験結果通知書 (原本) の提出により、実務経験証明書の提出に代えることができます。</p>	

該当する場合のみ必要となる書類

受験者の区分	確認欄	提出書類	注意事項
受験資格に係る国家資格等を有する者		国家資格等免許等の写し	<ul style="list-style-type: none"> • 国家資格等免許等とは、国家試験等の合格通知や合格証のことではありませんのでご注意ください。(p 53(問12)参照) • 登録年月日が記載されていることが必要 • 免許等の裏面に記載がある場合は、必ず表面と裏面の両方の写しを提出してください。 • 平成19年度、平成20年度のどちらかの受験票または試験結果通知書の提出により実務経歴証明書の提出が免除された場合でも、国家資格等免許等の写しの提出は省略できませんので、ご注意ください。
社会福祉主事任用資格等の要件を満たす者		<p>(社会福祉主事任用資格を取得した者である場合) 社会福祉主事任用資格を有することを証明する書類</p> <hr/> <p>(介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修2級課程またはこれに相当する研修を修了した者) 介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修の修了を証明する書類の写し</p> <hr/> <p>(社会福祉施設長資格認定講習会またはこれに相当する研修を修了した者) 社会福祉施設長資格認定講習会修了証書等の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉主事任用資格を有することを証明する書類とは、次のいずれかをいう。 社会福祉主事養成機関または社会福祉主事資格認定講習の「修了証書」の写し 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて大学等を卒業した旨を証明する「履修証明書」等 • 介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修の修了証明書とは、次のいずれかをいう。 介護保険法施行規則に基づく介護職員基礎研修課程または訪問介護に関する2級課程修了者(介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年3月31日政令第154号)の附則第16条に定める者を含む。)については、当該「研修修了証明書」の写し 訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了したことを証明する書類の写しおよび研修カリキュラムの写し • 社会福祉施設長資格認定講習会修了証書等の写しとは次のいずれかをいう。 施設長資格認定講習会の課程を履修した者については、修了証書の写し 以外の者については、修了証書の写しと研修カリキュラムの写し

受験者の区分	確認欄	提出書類	注意事項
訪問介護員等としての業務を実務経験期間に含む者		訪問介護員養成研修の修了を証明する書類等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員養成研修修了証等の写しを添付すること。
手話通訳士であることを基に受験する者 受験資格コード 402		手話通訳士として登録されたことが確認できる書類	
民間事業者によるサービス指針を満たすとして受験する者 受験資格コード 303		確認証明書	<ul style="list-style-type: none"> 証明書の様式については、県庁元気長寿福祉課介護保険・予防推進担当にて配付しますので、受験申込書を提出する前までにご連絡ください。
ボランティア団体等において介護業務を行う者として受験する者 受験資格コード 025		ボランティア団体の概要および市区町村ボランティアセンター等に登録されていることを証明できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体の概要および市区町村ボランティアセンター等に登録されていることを証明できる書類を実務経験証明書に添付してください。
実務経験証明者と受験者が同一である者		開業許可書、認可届、届出書、業務委託契約書等客観的に証明できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 個人開業等により実務経験証明書について、証明者と本人とが同一の者である場合は、本人が発行した実務経験証明書に加えて提出すること。 社会福祉士、介護福祉士のようにその業務を行うに当たり、許可、認可、届出が不要であるものについては、定期的（月次・年次）報告書や業務日誌を提出すること。

受験者の区分	確認欄	提出書類	注意事項
氏名が受験申込書と添付書類で異なる者		戸籍抄本等 (変更の履歴がわかるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験証明書、国家資格等免許、各種研修修了証、平成19年度、平成20年度の受験票または試験結果通知書等の添付書類のいずれかで、申込書の氏名と異なっていれば戸籍抄本等を提出すること。
受験申込み後、住所、氏名に変更があった者		受験申込書記載事項変更届 (様式集別紙3) 戸籍抄本 (氏名の変更があった場合)	<ul style="list-style-type: none"> 受験申込み後、住所、氏名に変更があった場合は、「受験申込書記載事項変更届」(様式集別紙3)を提出すること。 氏名に変更があった場合は、戸籍抄本も添付すること。

注 受験の資格審査において疑義が生じた場合やその他必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

注意!

平成19年度または平成20年度滋賀県介護支援専門員実務研修受講試験を受験された方へ(試験当日欠席者を含む。ただし、無効者を除く)

試験の結果通知とともに送付しました「滋賀県介護支援専門員実務研修受講試験の受験にかかる実務経験証明書の取り扱いについて」では、過去に勤務した施設、事業所等での実務経験証明書について省略でき、受験申込現在の勤務先の実務経験証明書は必ず提出が必要としておりましたが、今年度の申込について平成19年度、平成20年度のどちらかの受験票(原本)または試験結果通知書(原本)の提出によりすべての実務経験証明書を省略できる取扱いとします。

実務経験証明書の提出を省略された方についても、受験の資格審査は行いますので、審査で疑義が生じた場合は、実務経験証明書、その他必要書類を提出していただく場合があります。

受験申込書の勤務先欄は滋賀県が受験地となること(p7参照)を確認するため、受験申込書提出日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、必ず記入してください。

受験申込書の実務経験(見込)期間欄の記入は省略できません。実務経験(見込)期間欄には提出を省略する実務経験証明書にかかる受験資格コード、施設等の名称、業務内容、従事期間を記入してください。

解答免除(p10参照)についての確認をするため、国家資格等免許等の写しの提出は省略できませんので、ご注意ください。

